

和歌山県老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 和歌山県老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）は、老人福祉施設等における施設生活の環境改善を図るため、予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「施設整備」とは、次のとおりとする。

区 分	内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改 築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築含む。）を行うこと。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームで、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要がある場合に整備を行うこと。

(交付の対象)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の事業とする。

(1) 次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、第2欄に定める設置根拠等により第3欄に定める設置者（事業者）が設置する施設（中核市に設置する施設を除く。）に係る第4欄に掲げる施設整備事業（ア、ウ（アに併設される場合に限る。）、エ及びオについては、ユニット型の施設を基本とする。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者(事業者)	④整備区分
ア 特別養護老人ホーム (定員30人以上)	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項及び第4項	市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人	創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備
イ 養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項及び第4項	市町村又は社会福祉法人	創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備
ウ ア又はイに併設される老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	市町村又は社会福祉法人	創設、増築、改築
エ 軽費老人ホーム(定員30人以上)	老人福祉法第15条第5項	市町村又は社会福祉法人	創設
オ 老人保健施設(定員30人以上)	介護保険法（平成9年法律第123	医療法人、社会福祉法人その他厚生労	創設

	号) 第 9 4 条	働大臣が認めた者	
--	------------	----------	--

(2) 前号の表第 1 欄に定める施設の種類ごとに、同表第 3 欄に定める市町村が民間資金等の活用に公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。)第 7 条第 1 項の規定により選定し、同法第 1 0 条第 1 項の規定により協定を締結した民間事業者に対して貸し付けて第 2 欄に定める設置根拠等により施設(中核市に設置する施設を除く。)を設置させることを目的として、当該事業者から施設整備事業に係る建物等を買収する事業

(対象外費用)

第 4 条 施設整備に係る次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) 別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用
- (6) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第 5 条 補助金の交付額は、次により算出する。ただし、事業ごとに算出された交付額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 第 3 条の表第 1 欄アからエまでに掲げる事業の補助金の交付額については、次に掲げる算出額のうち最も少ないものとする。

ア 施設整備に必要な工事費又は工事請負費にそれらに関する工事事務費(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等、その名称にかかわらず工事の施工のため直接必要な費用をいい、工事費又は工事請負費の 2. 6 パーセントを限度とする。)を加算した費用(以下「対象経費」という。)の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額

イ その事業に係る総費用から寄附金その他の収入額(社会福祉法人の場合においては寄附金収入額を除く。)及び移行時特別積立金(平成 1 2 年 3 月 1 0 日老発第 1 8 8 号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第 1 の 3 (1) に定める「移行時特別積立金」の額をいう。)を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 別表の第 1 欄に定める施設の種類ごとに、第 2 欄に定める補助単価に第 3 欄に定める単位の数に乗じて得た額

- (2) 第 3 条の表第 1 欄オに掲げる事業の補助金の交付額については、次に掲げる算出額のうち最も少ないものとする。

ア 対象経費の実支出額

イ その事業に係る総費用から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が認めた者をいう。以下同じ。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額

ウ 別表の第 2 欄に定める補助単価に第 3 欄に定める単位の数に乗じて得た額

(交付の条件)

第6条 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 事業者は、補助金と補助金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第1号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

この場合において、事業者が市町村以外の場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第2号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこと。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) 市町村以外の者が、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附を除くものとする。

(11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(12) 市町村以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付年賀葉書等寄附金配分金、公益財団法人 J K A 又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。

2 事業者が前項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第 7 条 規則第 4 条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
申請額算出内訳	別記第 3 号様式	1 部	別に定める日 まで
事業計画	別記第 4 号様式		
補助事業に係る予算（見込）書の抄本			
役員名簿			

(変更申請手続)

第 8 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(状況報告)

第 9 条 施設整備に係る工事に着工したときは、別記第 5 号様式により工事に着工した日から 7 日以内に、工事進捗状況については、別記第 6 号様式により工事に着工した日を含む月から各月の末日現在の状況を翌月 1 0 日までに知事に報告するものとする。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第 1 0 条 規則第 1 3 条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
精算額内訳書	別記第 7 号様式	1 部
事業実績報告書	別記第 8 号様式	
補助事業に係る決算（見込）書の抄本		

2 市町村又は社会福祉法人等は、前項の書類を事業の完了の日から起算して 2 0 日を経過した日（第 7 条第 1 項第 3 号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 2 0 日を経過した日）又は翌年度の 4 月 5 日のいず

れか早い日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 事業者は、交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。
- 2 第3条第1号の規定にかかわらず、平成16年度からの継続整備事業であるケアハウスについては、特定施設入所者生活介護の指定を受けることを必要としない。
- 3 平成16年度からの継続整備事業の補助金の交付額については、第5条第1号の規定にかかわらず、次に掲げる算出額のうち最も少ないものとする。

ア 第5条第1号アにより算出した額

イ 第5条第1号イにより算出した額

ウ 和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱（平成10年2月6日制定）第4条の規定に準じて算定した額とする。この場合、基準単価については、平成17年5月6日付け老計発第0506001号厚生労働省老健局計画課長通知の別添単価表によるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行し、改正後の和歌山県老人福祉施設等整備費補助金の規定は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行し、改正後の和歌山県老人福祉施設等整備費補助金の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第7条第1項第9号の改正規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

和歌山県老人福祉施設等整備費補助金単価表

1 区 分	2 補助単価	3 単位
特別養護老人ホーム	3, 5 0 0 千円	定員数
養護老人ホーム	3, 0 0 0 千円	定員数
老人短期入所施設	1, 7 5 0 千円	定員数
軽費老人ホーム	2, 2 5 0 千円	定員数
老人保健施設	2 5, 0 0 0 千円	施設数